

3 土 第 5 1 6 号  
令和3年11月9日

内閣総理大臣 殿

二本松市長 三保 恵一



道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価について

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第11の3の規定に基づき、別添のとおり実績に関する評価を報告します。

(別添)

【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価様式】

<b>【計画名称】二本松市 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画</b>			
<b>【計画策定主体】二本松市</b>			
<b>【事業番号】A-1-1</b>			
<b>【事業名】道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画</b>			
<b>【事業費】 346,661千円</b>			
<b>【事業期間】平成30年12月～令和2年12月</b>			
<b>【事業目的・事業地区】</b>			
(事業目的)			
東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動が中断等している地区の道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うことにより、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。			
(事業地区)			
大平地区、下川崎地区、小浜(1)地区、旭(1)地区、太田・針道地区、木幡北地区、二本松地区、上長折・西勝田西部・西勝田東部・成田地区、杉沢・初森地区、西新殿・東新殿・上太田地区、田沢・百目木地区、戸沢地区、岳下地区、石井地区、渋川・上川崎地区、杉田地区、塩沢地区、油井地区、上川崎・下川崎地区 (詳細は別紙1参照)			
<b>【事業結果】</b>			
(撤去状況)			
以下のとおり、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行った。(詳細は別紙2参照)			
	A-1-1	◆A-1-1-1	計
撤去延長 (km)	57.6km	-km	57.6km
撤去土量 (m <sup>3</sup> )	2,184.2 m <sup>3</sup>	-m <sup>3</sup>	2,184.2 m <sup>3</sup>
(維持管理活動の再開状況)			
堆積物を撤去後、通常の維持管理活動の再開が可能となった旨を各地区に周知し、中断していた住民等による維持管理活動が再開された。(詳細は別紙3参照)			
<b>【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価】</b>			
(道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の有用性、経済性)			
東京電力福島第一原子力発電所の事故後、従前行われていた住民等による道路等側溝の清掃活動が、側溝堆積物に放射性物質を含んでいること等を理由に中断されていたが、本計画の実施によって当該堆積物が撤去・処理され、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開した。このように、本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故前			

の通常の状態に戻ることができたことから、本計画は有用であったと考える。

また、事業の実施について、事業費の設計・積算に当たっては福島県土木工事標準積算基準等により執行し、二本松市財務規則等に基づき入札を実施するなど、適正なコストであり、本計画の実施における事業費は、妥当であると考ええる。

(評価)

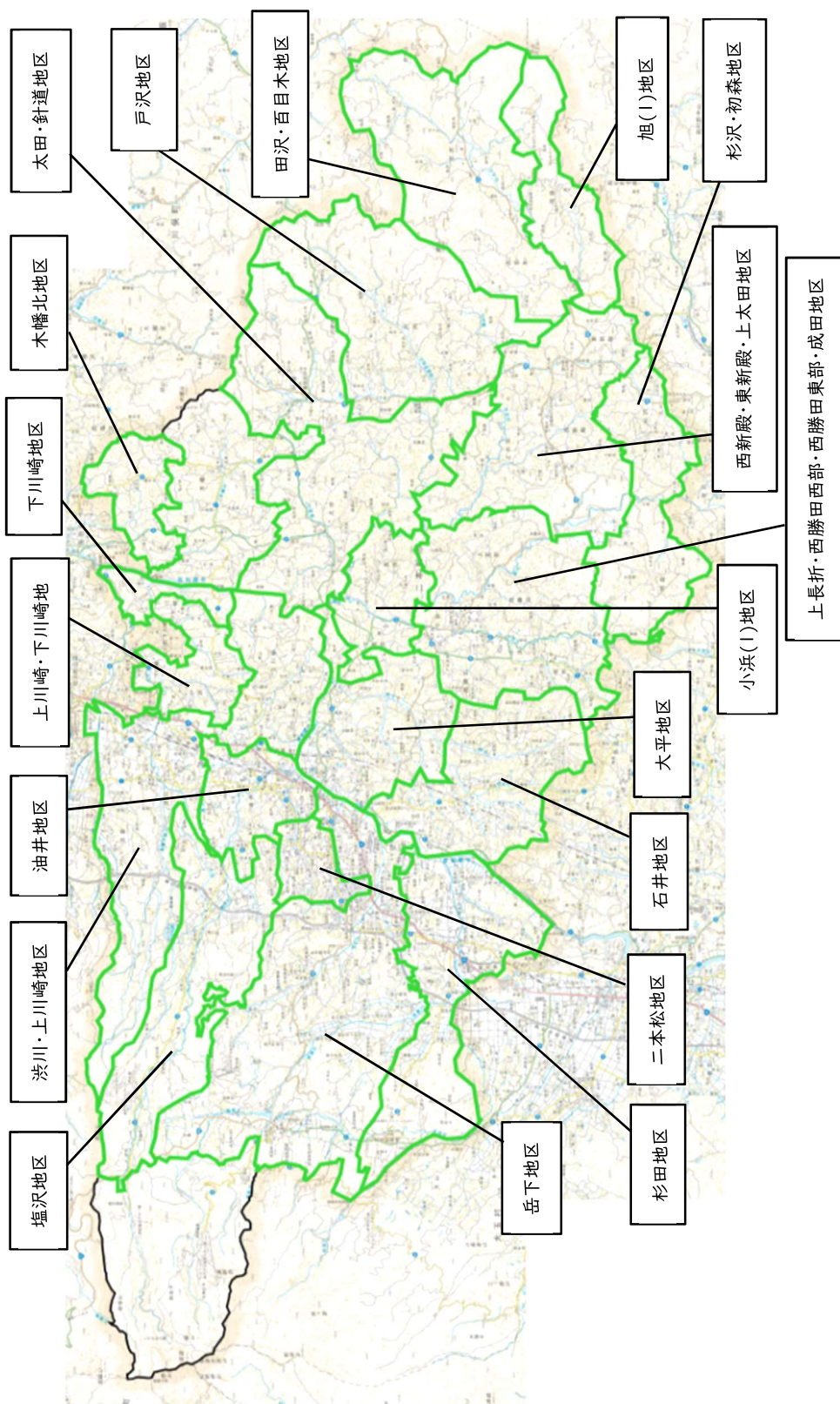
本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に中断していた、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開したことから、目的を十分達成したものと評価できる。

**【評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組】**

除染関連の担当課である生活環境課など、事業担当以外も含めて、本事業計画の評価を合議制により実施した。

**【事業担当部局】** 建設部土木課 電話番号：0243-55-5125

事業地区



事業実施前後の写真

(1) 二本松地区



(2) 岳下地区



(3) 塩沢地区



維持管理活動の再開

- (1) 大平地区
- (2) 下川崎地区
- (3) 小浜(1)地区
- (4) 旭(1)地区
- (5) 太田・針道地区
- (6) 木幡北地区
- (7) 二本松地区 (再開日 令和3年7月18日)
- (8) 上長折・西勝田西部・西勝田東部・成田地区
- (9) 杉沢・初森地区
- (10) 西新殿・東新殿・上太田地区
- (11) 田沢・百目木地区
- (12) 戸沢地区
- (13) 岳下地区
- (14) 石井地区
- (15) 渋川・上川崎地区
- (16) 杉田地区 (再開日 令和3年10月3日)
- (17) 塩沢地区
- (18) 油井地区
- (19) 上川崎・下川崎地区

※ 大平地区、下川崎地区、小浜(1)地区、旭(1)地区、太田・針道地区、木幡北地区、上長折・西勝田西部・西勝田東部・成田地区、杉沢・初森地区、西新殿・東新殿・上太田地区、田沢・百目木地区、戸沢地区、岳下地区、石井地区、渋川・上川崎地区、塩沢地区、油井地区、上川崎・下川崎地区については、側溝堆積物を除去し、維持管理活動が再開できる環境を整備したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、維持管理活動の再開についての正式な周知は行っておらず、維持管理活動そのものはまだ再開していない。

○住民による維持管理活動の再開

(1) 二本松地区



(2) 杉田地区

